

神奈川県傷病鳥獣保護ボランティア講習会開催案内

神奈川県傷病鳥獣保護ボランティアの活動は、県民のみなさまに、傷つくなどして救護された野生動物についての理解を深めていただき、その世話などを通じて自然環境保全等について考えていただくことを目的として、平成8年度から実施しているものです。

今回、新規のボランティアを募集するにあたり、講習会を開催いたしますので、ご案内します。

- 1 日 時 平成19年5月12日(土)、13日(日)
午前9時～午後4時30分
- 2 場 所 神奈川県自然環境保全センター レクチャールーム
- 3 種 類 一般ボランティア、短期保護及び長期保護ボランティアの3種類で、重複してご登録いただくことも可能です。
それぞれの活動内容については3ページ以降をご覧ください。
- 4 対 象 野生動物救護に関心のある県内在住の20歳以上の方を対象とします。
ただし、一般ボランティアのみの場合は、県外在住で15歳以上の方でも可能です。
- 5 講習内容 (社)日本獣医師会の「野生動物救護のあり方」に準じて実施します。
(講義：1日半、実習：半日)
なお、講義の内容及びタイムスケジュールは、2ページのとおりです。
*参考URL <http://ippan.nichiju.or.jp/info/051025.pdf>
- 6 受講料 無料
- 7 募集人数 30名程度
- 8 応募方法 開催案内を熟読のうえ、「神奈川県傷病鳥獣保護ボランティア講習会受講申込書」にご記入いただき、郵送、FAX、メールで5月2日(水)(必着)までに、お申込みください。
応募者多数の場合は抽選のうえ、5月5日までに諾否をご連絡します。
開催案内及び申込書は、80円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求していただくか、当センターのホームページをご覧ください。
- 9 問 合 せ 神奈川県自然環境保全センター 野生生物課 担当：加藤
〒243-0121 厚木市七沢657
TEL：046-248-6682 FAX：046-248-0737
E-mail：hozenc-yaseiseibutsu.197@pref.kanagawa.jp
URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/1644/main.html>
- 10 主 催 神奈川県自然環境保全センター、野生動物救護の会かながわ
- 11 共 催 (社)神奈川県獣医師会、かながわ野生動物サポートネットワーク

(タイムスケジュール)

5月12日(土)		5月13日(日)	
9:00	受付、オリエンテーション	9:00	飼育管理とリハビリテーション
9:20	神奈川県における野生動物救護の現状		
10:00	野生動物関連法規、救護情報カルテの意義と記載方法	10:00	野生動物救護の理念と目的
10:40	ボランティア活動の実際	11:00	野生動物リハビリテーションの使命と役割
11:20	野生復帰のための準備とリリース		
12:00	昼食・休憩	12:00	昼食・休憩
13:00	種の特徴と見分け方 幼鳥の食性と給餌方法	13:00	実習(班ごと) (1) エサの種類と給餌方法 (2) 保定・搬送方法 (3) 傷病鳥獣舎見学
14:00	応急処置と搬送方法		
15:00	衛生管理・ 人と動物の共通感染症	15:30	
16:00	質疑・事務連絡・終了	16:00	質疑・事務連絡・終了
16:30		16:30	

* 講義の間に約10分間の休憩時間を設けます。

* 講義の順序は、講師等の都合により変更される場合もあります。

～ ボランティアの種類と講習会受講からボランティア登録まで～

1 短期保護ボランティア

(1) 内容

毎年5～8月くらいまでの間で、ツバメ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバトなど、主に巣立ち前の野鳥のヒナ等を1回につき30日程度世話していただくボランティアです。巣立ち前の野鳥のヒナは、卵からふ化した日数にもよりますが、朝から晩まで、おおむね2時間おきにエサを与えなければならず、保温等にも細心の注意が必要です。このため世話をしていただいている期間中は、外出等の行動がかなり制限されることになります。

また、野鳥のヒナは小さく体力もないため、一生懸命世話をしていただいても死んでしまうことも少なくありません。あらかじめご承知ください。

なお、ヒナの種類は原則として選ぶことはできません。

(2) 登録期間

2年間です。活動要件として一回の登録期間中に一度以上、短期保護ボランティアとして活動することが求められ、活動要件を満たせば再登録が可能です。

(3) 手続き等の流れ

ア 「講習会受講申込書」を提出

イ 講習会受講（全日程受講することが必要です）

ウ 自然環境保全センターで自主研修を行なう

（8月末までに3日以上、日時は各自の都合で決められます）

エ 「傷病鳥獣保護ボランティア登録申請書」の提出

オ 登録書の交付

カ センターから保護依頼 ヒナ等の引き取り 飼養 野生復帰・死亡等
センターへの報告

2 長期保護ボランティア

(1) 内容

翼が折れるなどにより野生に返せない鳥獣を生涯にわたり世話していただくボランティアです。あらかじめ世話してみたい鳥獣の大まかな種類をご連絡いただき、該当する種類が保護された場合にお世話いただくことになります。このため、動物の種類がご希望とあわない場合にはご依頼できない場合があります。

現在、センターに保護されていて長期保護ボランティアの対象となる動物の種類はキジバト、ヒヨドリ、ササゴイ、ゴイサギ、チュウサギ、チョウゲンボウ等です。

また、野生に返せない動物は体のどこかに障害をもっているため、外見上も健康な動物とは異なる点（例：翼が下がっている、片翼がないなど）が多いこともご理解ください。世話をお願いする動物は種類により当センターを通じて、飼養登録を行ったうえでお渡しします。また、引越し等で県外へ転出される場合には、原則として世話をしている動物をセンターへご返却いただくことになります。

なお、ご旅行等により長期間世話ができない場合でも、当センターで一時預かり等はいたしませんのでご承知おきください。

(2) 登録期間

2年間で、活動要件として一回の登録期間中に一度以上、長期保護ボランティアとして活動することが求められ、活動要件を満たせば再登録が可能です。

また、短期保護ボランティアと重複して登録を希望される場合は、いずれか一方の活動実績があれば再登録が可能です。

(3) 手続き等の流れ

- ア 「講習会受講申込書」を提出
- イ 講習会受講（全日程受講することが必要です）
- ウ 自然環境保全センターでの自主研修をおこなう
（8月末までに3日以上、日時は各自の都合で決められます）
- エ 「傷病鳥獣保護ボランティア登録申請書」の提出
- オ 登録書の交付
- カ センターから保護依頼（種類により厚木市へ飼養登録） 飼養 定期的
に保護状況を報告 死亡等 センターへの報告

3 一般ボランティア

- (1) ご都合のよい時にセンターにお越しいただいて、保護されている鳥獣の世話をはじめ、救護された動物を介したデータ解析、環境教育、普及啓発活動などをしていただくボランティアです。

活動時間は1日（9時～17時）単位としますが、少なくとも半日（9～12時、13～17時）単位でお願いします。（これ以外の時間帯は個別にご相談をお受けします。）

希望される方は事前に来所される日をご連絡いただきますが、同一日に希望者が多数の場合には、原則として先着順で人数を調整させていただくことがあります。

傷病鳥獣の世話をする以外の活動として、ご自分の興味等に応じて次のような活動にもご参加いただけます。

- ア 普及啓発用パンフレット等の作成
- イ 普及啓発用資料（データ、写真等）の整理
- ウ 死亡した動物の利用：羽根図鑑の作成、死亡原因の調査、解剖 等
- エ 救護された原因を探る活動等

- (2) 登録期間

2年間で、活動要件として一回の登録期間中に50時間以上、一般ボランティアとして活動することが求められ活動要件を満たせば再登録が可能です。

また、短期・長期保護ボランティアと重複してご登録いただく場合には、いずれかの活動実績を満たせば再登録が可能です。

- (3) 手続き等の流れ

- ア 「講習会受講申込書」を提出
- イ 講習会受講（全日程受講することが必要です）
- ウ 自然環境保全センターでの自主研修を行なう
（8月末までに3日以上、日時は各自の都合で決められます）
- エ 「傷病鳥獣保護ボランティア登録申請書」の提出
- オ 登録書の交付
- カ センターで活動

申し込みの前にもう一度よく確認してください！

「面白そうだ」、「かわいいだろうな」という気持ちだけで、申し込もうと思っていないませんか？

変わった野鳥が飼える、またとない機会だと思っていないませんか？

野鳥のヒナは朝から晩までほぼ2時間おきにエサを与えることが必要です。それが2～3週間続きます。それでも世話ができますか？

一生懸命世話をしても、ヒナのうち約半数は死んでしまいます。それでもやってみようと思いませんか？

長期間保護をお願いする動物は体のどこかに障害をもっています。野生のものとは比べるとはるかに見劣りするものも少なくありません。それでもその動物の生涯にわたり世話をしていただけますか？

動物の様子をよく観察し、記録をつけ、報告することが必要です。それらを怠りなくできますか？

野生の動物はペットなどとは違います。ヒナ等は野生に返すため、なるべく人に慣らさない配慮が必要です。また逆に、野生復帰できない動物では、成鳥になってから救護されたものなどはなかなか人に慣れてはくれません。そんな動物たちでも慈しんでいただけますか？

「傷病鳥獣保護ボランティア講習会」は、実際に野生動物救護活動に携わる意思のある方を対象に行われるものです。“講習の内容に興味があるから”というだけの受講はご遠慮ください。

内容を理解し、ご承知いただけましたら、「神奈川県傷病鳥獣保護ボランティア講習会受講申込書」にご記入のうえ、お申し込みください。

【申し込み先】

郵 送 〒243-0121 厚木市七沢6 5 7 自然環境保全センター 野生生物課

F A X (0 4 6) 2 4 8 - 0 7 3 7

E-mail hozenc-yaseiseibutsu.197@pref.kanagawa.jp

神奈川県傷病鳥獣保護ボランティア講習会受講申込書

神奈川県自然環境保全センター所長 殿

神奈川県傷病鳥獣保護ボランティア講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。

平成 年 月 日記入

氏名	(ふりがな)	性別	男・女
住所	〒		
電話			
FAX			
E-mail アドレス			
傷病鳥獣保護 ボランティア 志望の動機			

以下はお差し支えなければご記入ください。

年齢	歳代	職業	
----	----	----	--

センター記載欄

この個人情報は神奈川県個人情報保護条例の規定に基づき厳正取り扱います。
法令等の規定に基づく場合やご本人の同意がある場合などの一定の例外にあたる場合を除き、取扱目的以外の目的に利用したり第三者に提供したりすることはありません。